資料１

自然災害に関する保険・共済を取り巻く現状と課題について（補足資料）

平成29年3月
内閣府防災担当

都道府県別水災補償付帯率

■2015年度の火災保険に対する水災補償の付帯率は全国で73.4%。
都道府県別では、中国、四国、九州地方で高く、関東、近畿地方で低くなっている。

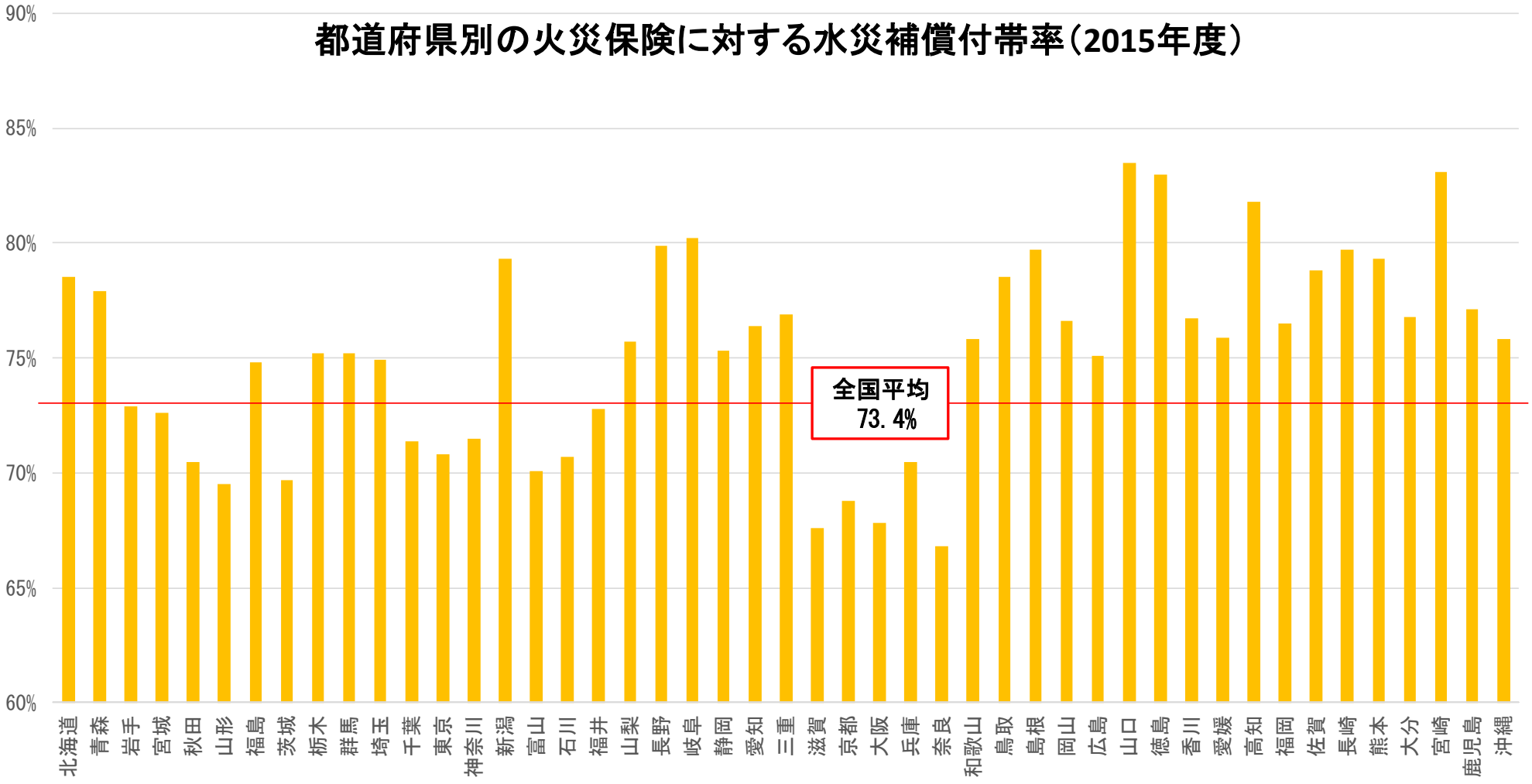

出典：損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

都道府県別水災補償付帯率（建物を含む契約のみ）

■2015年度の火災保険に対する水災補償（建物を含む契約のみ）の付帯率は全国で69.5%。
都道府県別では、中国、四国、九州地方で高く、関東、近畿地方で低くなっている。

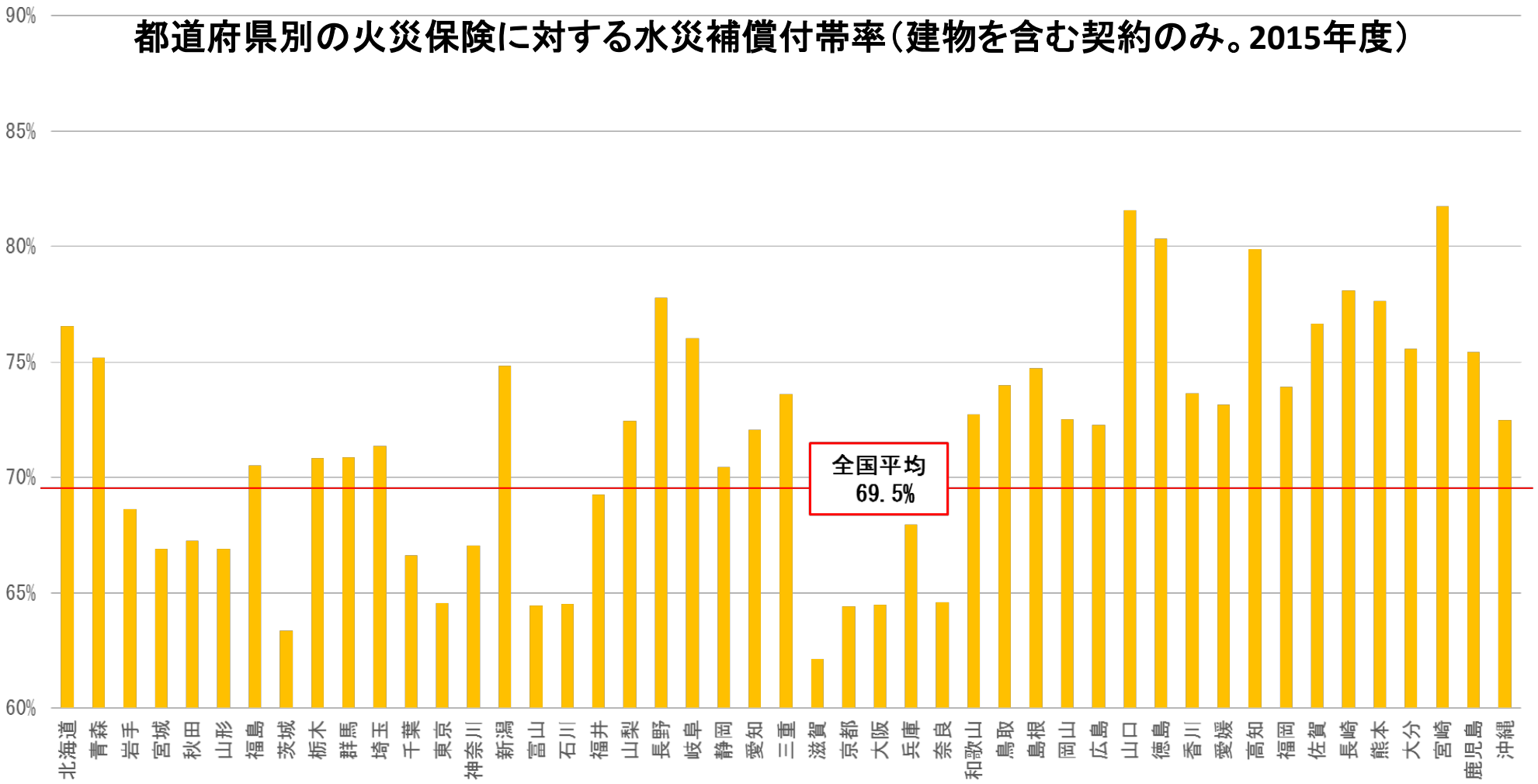

出典：損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

（参考）リスク・コントロールによる加入促進を導入した保険制度

アメリカ･･･米国連邦洪水保険制度（NFIP）：コミュニティ（自治体）及び個人に対する加入促進の制度設計

- アメリカでは1965年のハリケーン被害を契機に、1968年に連邦洪水保険制度（NFIP）が創設された。
- **洪水被害の軽減を目的とする都市計画、河川計画、海岸計画等の施策と連携して制度化されているところに特徴がある**。
- 自由加入だが、**加入による住宅ローン金利メリット等で加入促進を図っている**。
- 地域コミュニティ（自治体）に対しても参加した場合には金融支援が得られることで参加促進を図るとともに、地域が洪水被害軽減の取り組みを行った場合の掛金割引制度を設けるなど、損害リスク自体の低下につなげる制度設計となっている。

- **連邦政府が洪水保険を提供する代わりに、コミュニティはＦＥＭＡが定めた基準に適合する氾濫原管理規制を施行することが義務化。**
- 参加申請したコミュニティの住民のみ加入可能。
- 参加コミュニティ（約2万1千団体）には土地買収や建物建設目的の連邦金融支援などの各種恩恵が得られる。
- コミュニティ自身が独自に洪水による損害軽減の取り組みを行い、ＦＥＭＡから認可された場合には、**コミュニティ保険料率制度として、最大で45%の保険掛金割引がある。**

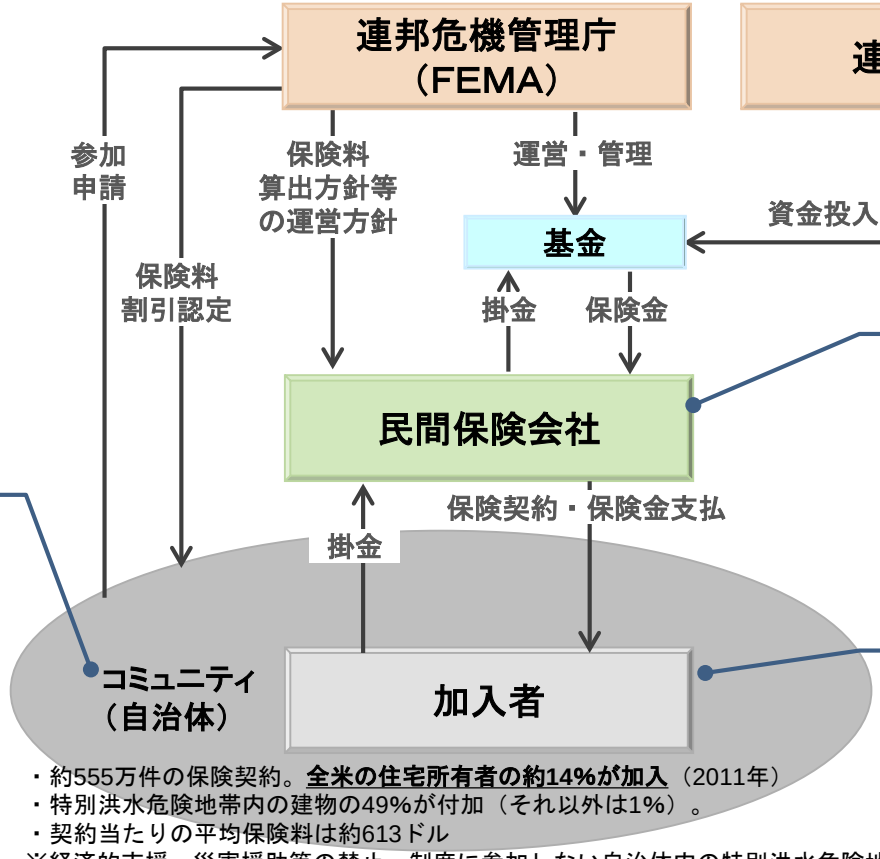

- 基金のみでは保険金支払い余力に問題が出る場合に、財務省からの借入が認められる。

- 民間保険会社名義で洪水保険を販売可能。（各社で個別に洪水保険を販売することも可能だが、政府助成がないため掛金が高くなる）
- 独自の保険料設定や運用は認められない。
- 火災保険とは別個に販売される。
- 免責は通常500ドル、**保険金額は最高で建物25万ドル、家財10万ドル**で設定。

- 個別の保険料はＦＥＭＡが作成する洪水危険のゾーニングマップに基づいて保険会社各社が算出。
- **自由加入**だが、**特別洪水危険地帯では住宅ローン利用者は洪水保険への加入が義務付けられている。**

・約555万件の保険契約。**全米の住宅所有者の約14%が加入**（2011年）
・特別洪水危険地帯内の建物の49%が付加（それ以外は1%）。
・契約当たりの平均保険料は約613ドル
※経済的支援・災害援助等の禁止：制度に参加しない自治体内の特別洪水危険地帯においては、建物の取得又は建築に対する経済的支援及び一定の災害援助を、連邦の各省庁が行うことを禁ずる。

出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所
「全米国家洪水保険の現状と諸課題」2013.6　黒木松男　生命保険論集（183）
FEMAホームページ（https://www.fema.gov/national-flood-insurance-program）等により内閣府作成

（付属参考）リスク・コントロールによる加入促進を導入した保険制度

アメリカ･･･コミュニティ独自の減災対策による、保険掛金割引の事例

- 2016年10月1日現在、参加コミュニティ数は1581、うち155の自治体が割引率0のClass10で、残りの1426の自治体が割引適用を受けている（90.2%）。
- 割引率の高いコミュニティの事例として、Class2（40%の掛金割引）に認定されているオクラホマ州Tulsa Cityの減災取組の歴史は下記のとおり。

TABLE 3. COMMUNITY RATING SYSTEM ELIGIBLE COMMUNITIES
EFFECTIVE OCTOBER 1, 2016 (continued)

COMMUNITY NUMBER	COMMUNITY NAME	CRS ENTRY DATE	CURRENT EFFECTIVE DATE	CURRENT CLASS	% DISCOUNT FOR SFHA[1]	% DISCOUNT FOR NON-SFHA	STATUS[2]
	Oklahoma (continued)						
400252	Edmond, City of	10/1/93	10/1/08	7	15	5	C
400062	Enid, City of	10/1/93	05/1/16	9	5	5	C
400049	Lawton, City of	10/1/91	05/1/09	6	20	10	C
400245	Lindsay, City of	10/1/92	10/1/93	10	0	0	R
400046	Norman, City of	10/1/11	10/1/11	5	25	10	C
405378	Oklahoma City, City of	05/1/14	05/1/14	8	10	5	C
400080	Ponca City, City of	05/1/10	05/1/14	5	25	10	C
400211	Sand Springs, City of	10/1/91	10/1/06	6	20	10	C
400053	Sapulpa, City of	10/1/92	10/1/93	10	0	0	R
405380	Stillwater, City of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
405381	Tulsa, City of	10/1/91	10/1/03	2	40	10	C
	Oregon						
410137	Albany, Cty of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
410090	Ashland, City of	10/1/91	10/1/07	7	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410043	Bandon, City of	05/1/05	05/1/10	10	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410240	Beaverton, City of	10/1/91	10/1/94	10	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410008	Benton County	10/1/02	10/1/07	6	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410029	Cannon Beach, City of	10/1/94	10/1/99	7	15	5	C
410092	Central Point, City of	10/1/92	05/1/12	6	20	10	C
415588	Clackamas County	10/1/04	10/1/12	6	20	10	C
410009	Corvallis, City of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
410059	Douglas County	10/1/00	10/1/00	8	10	5	C
410122	Eugene, City of	10/1/91	10/1/01	7	15	5	C
410108	Grants Pass, City of	10/1/92	05/1/12	9	5	5	C
410175	Heppner, City of	05/1/06	05/1/16	9	5	5	C
415589	Jackson County	10/1/91	05/1/02	7	15	5	C
415591	Lane County	05/1/09	05/1/09	7	15	5	C
410154	Marion County	05/1/01	05/1/07	6	20	10	C
410096	Medford, City of	10/1/94	10/1/14	6	20	10	C
410064	Myrtle Creek, City of	05/1/03	05/1/08	10	0	0	R
410200	Nehalam, City of	10/1/03	05/1/08	7	15	5	C
410021	Oregon City, City of	10/1/03	05/1/08	7	15	5	C
410186	Polk County	10/1/91	10/1/01	8	10	5	C
410183	Portland, City of	10/1/01	05/1/16	6	20	10	C
410201	Rockaway Beach, City of	10/1/04	10/1/13	10	0	0	R
410098	Rogue River, City of	10/1/92	05/1/02	7	15	5	C
410067	Roseburg, City of	10/1/94	10/1/99	8	10	5	C
410167	Salem, City of	05/1/08	10/1/16	5	25	10	C
410039	Scappoose, City of	10/1/93	05/1/08	7	15	5	C
410144	Scio, City of	05/1/04	05/1/14	10	0	0	R
410257	Sheridan, City of	10/1/01	10/1/16	9	5	5	C
410213	Stanfield, City of	10/1/91	10/1/15	10	0	0	R
410100	Talent, City of	10/1/00	05/1/16	8	10	5	C
410202	Tillamook, City of	10/1/06	10/1/16	9	5	5	C
410196	Tillamook County	05/1/01	10/1/13	10	0	0	R
410184	Troutdale, City of	05/1/08	05/1/13	7	15	5	C
	Pennsylvania						
420159	Altoona, City of	10/1/12	10/1/12	8	10	5	C
421331	Bedford, Township of	10/1/13	10/1/13	9	5	5	C

1 For the purpose of determining CRS discounts, all AR and A99 Zones are treated as non-SFHAs.
2 Status: C = Current, R = Rescinded

CRS 29 OCTOBER 1, 2016

40%の掛金割引

	洪水被害の発生	減災の取組
地理的条件	• 市内中心をアーカンザス川が流れ、たびたび洪水被害が発生	1920年代から川沿いに数多くの堤防を建設
第2次大戦後	• ベビーブームによる建設ラッシュで氾濫原でも無秩序に開発が進む • 結果として洪水被害が増え、公費投入	• アーカンザス川の上流にキーストーンダムを建設（ただし、1970年代も洪水は頻発）
1970年代	• 洪水が頻発 • 1976年には大規模洪水が発生	• 1976年洪水をきっかけに土地利用の監視を強化 • ＦＥＭＡと協力し，抜本的な水害リスク軽減への取組開始
1980年代	• 1984年に過去最大被害の洪水が発生	• 危険住宅の移転や土地のかさ上げなど、リスクを減らすための大規模な事業開始 • 条例で水管理の資金源(Stormwater Utility Fee※)を制定 ※使い途は、排水管・ポンプ施設の維持管理、排水計画策定、ダムや水路の洪水容量維持、河川や水路からの土砂除去等と定められている。

出典：「特定プロジェクト　災害に強い社会システムに関する実証的研究」防災科学技術研究所第1回災害保険講座
FEMAホームページ（https://www.fema.gov/media-library-data/1476294162726-4795edc7fe5cde0c997bc4389d1265bd/CRS_List_of_Communites_10_01_2016.pdf）
Oklahoma Water Resources Boardホームページ
（https://www.owrb.ok.gov/hazard/fp/pdf_fp/bulletins/Bulletin_3.pdf）等により内閣府作成

（参考）政府による手厚い公的支援による保険加入率の低下

ドイツ･･･自然災害保険：自然災害保険の加入者のみ公的支援金を給付

- ドイツでは洪水に関する保険は**自由加入**であり、政府の関与は薄い。
- 災害発生時に**公的支援金給付を手厚く行った**ことで、住民の自然災害保険加入意識の低下や財政の悪化が発生した。そのため、**強制加入の検討や、公的支援金給付範対象・範囲の制限導入**が行われている。

- 連邦政府・州政府では洪水保険への直接的な関与や財政負担は無い（災害の都度必要な支援金を給付）。
- 2002年の**エルベ川洪水**の際に、連邦政府が**全被災者に対して損害額の100%の公的支援金を給付**。
  ※連邦政府として、自然災害により住宅に被害を受けた者への財政的な支援を行う一般化された制度はなく、通常の災害は州政府が対応。2002年のエルベ川洪水の際は、災害の大きさ等から特例として政府が対応。
- →自然災害保険への加入意識の低下がみられたため強制加入を検討（明確な方針が出ず、議論が沈静化）。
- 2008年のバイエルン州洪水の際も州政府が公的支援金を給付し、州政府の財政が悪化。
  →**州・保険協会で「自然災害保険加入者の保険引受対象外財物に損害が発生した場合のみ、公的支援金を給付」と決定**

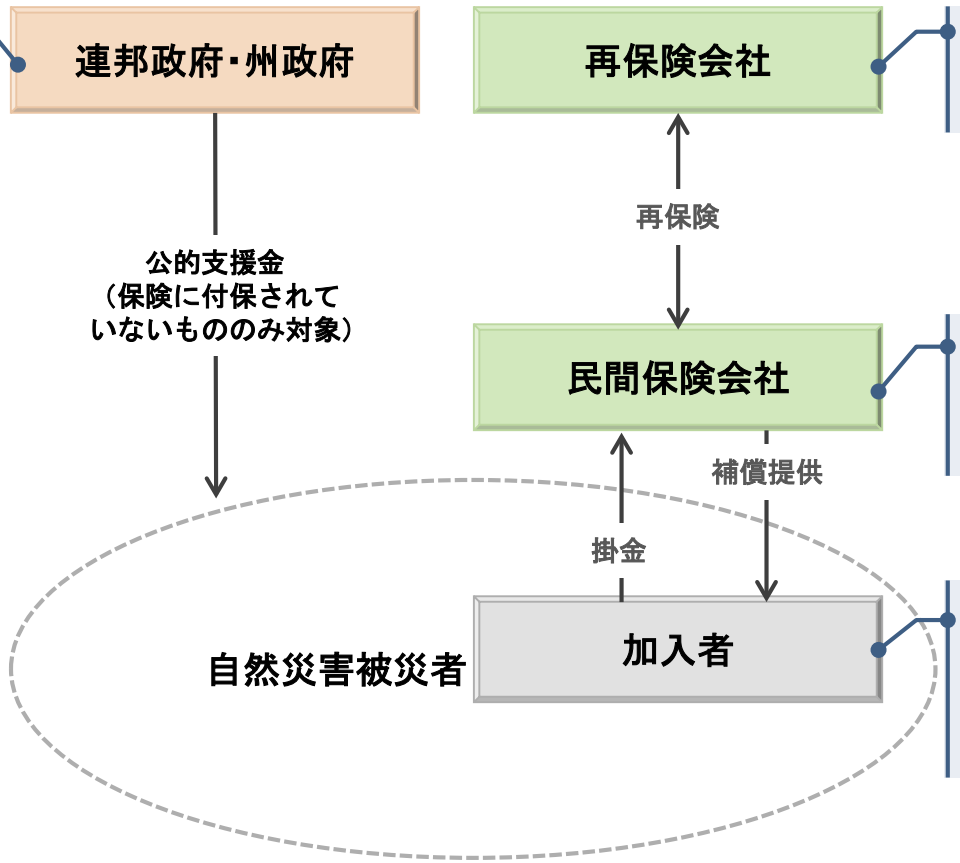

- 再保険は保険会社各社のスキームに基づいて独自に再保険会社と契約。

- 民間の保険会社が各社で商品設計。
- **火災保険とパッケージ化**され、特約として販売。

- 自由加入。**加入率は約20%**
- 保険料率はドイツ保険協会（GDV）作成のリスクマップ（Zürs）に基づいて保険会社各社が設定。

出典：「諸外国の自然災害保険に関する研究～ドイツ・スイスの事例を中心に」国土交通政策研究所
「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向」2015.3損保ジャパン日本興亜総研レポート　により内閣府作成

最大規模の洪水・内水・高潮への対策［ソフト対策］

＜水防法の一部改正＞

課 題

近年、洪水のほか、内水※)・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発

H26. 8避難所2階の浸水（徳島県）

H25. 8梅田駅周辺の浸水（大阪市）

※） 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。条文上は、「雨水出水」。

方向性

想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化

想定し得る最大規模の内水・高潮に対する避難体制等の充実・強化

下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

改正の概要

○：水防法改正　◇：水防法・下水道法改正

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

（現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域）

河川整備において基本となる降雨を前提

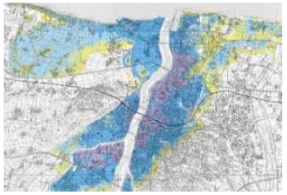

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

○ 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設

○ 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設

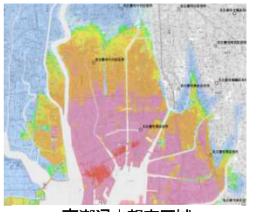

高潮浸水想定区域

※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定

◇ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域 … 市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難体制等を充実・強化

地盤損害に対する地震保険・火災保険での保険金支払の考え方

地盤沈下や隆起、液状化といった地盤損害に対する保険金支払いの考え方は、それぞれ以下のとおりである。

地震保険

〇地震保険は、建物の主要構造部の損害に着目して損害認定を行い、保険金を支払うため、原則として、地盤を保険の目的とした損害という観点での損害認定は行わない。
〇ただし、地震等を直接または間接の原因とする地盤沈下・隆起、液状化によって、建物の主要構造部に影響が及んだ場合、主要構造部の損害（例　建物の傾斜、沈下など）の程度を調査して損害認定を行う。

火災保険

〇火災保険は、建物や動産を保険の目的とし、地盤は保険の目的としていないため、地盤自体の損害に対して補償しない。
〇また、地盤沈下・隆起・液状化等が発生して建物が損害を受けた場合も通常補償されない（※）が、火災保険の保険金を支払う場合（破損・汚損の事故は除く）に該当しているのであれば、補償される。たとえば、水災が原因で発生した地盤沈下・隆起・液状化などにより建物が損害を受けた場合、水災の支払要件を満たしていれば補償される。

※火災保険標準約款（損害保険料率算出機構作成）では、「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」は免責である、と記載されている。

（具体例）

台風による豪雨 → 土砂崩れ 土地の移動 → 住家に、建物価額の30%以上の損害発生や床上浸水

左記の例では、水災補償の契約をしていれば補償される。

自然災害リスクに対する行政・個人の対策の構造

■リスクコントロールは行政による取組（インフラ整備、土地利用規制等）、個人による取組（耐震化等の被害軽減策、危険な地域を避けた居住等）に加えて、個人による「保険・共済による備え」があり、それぞれの段階でリスクが軽減される。

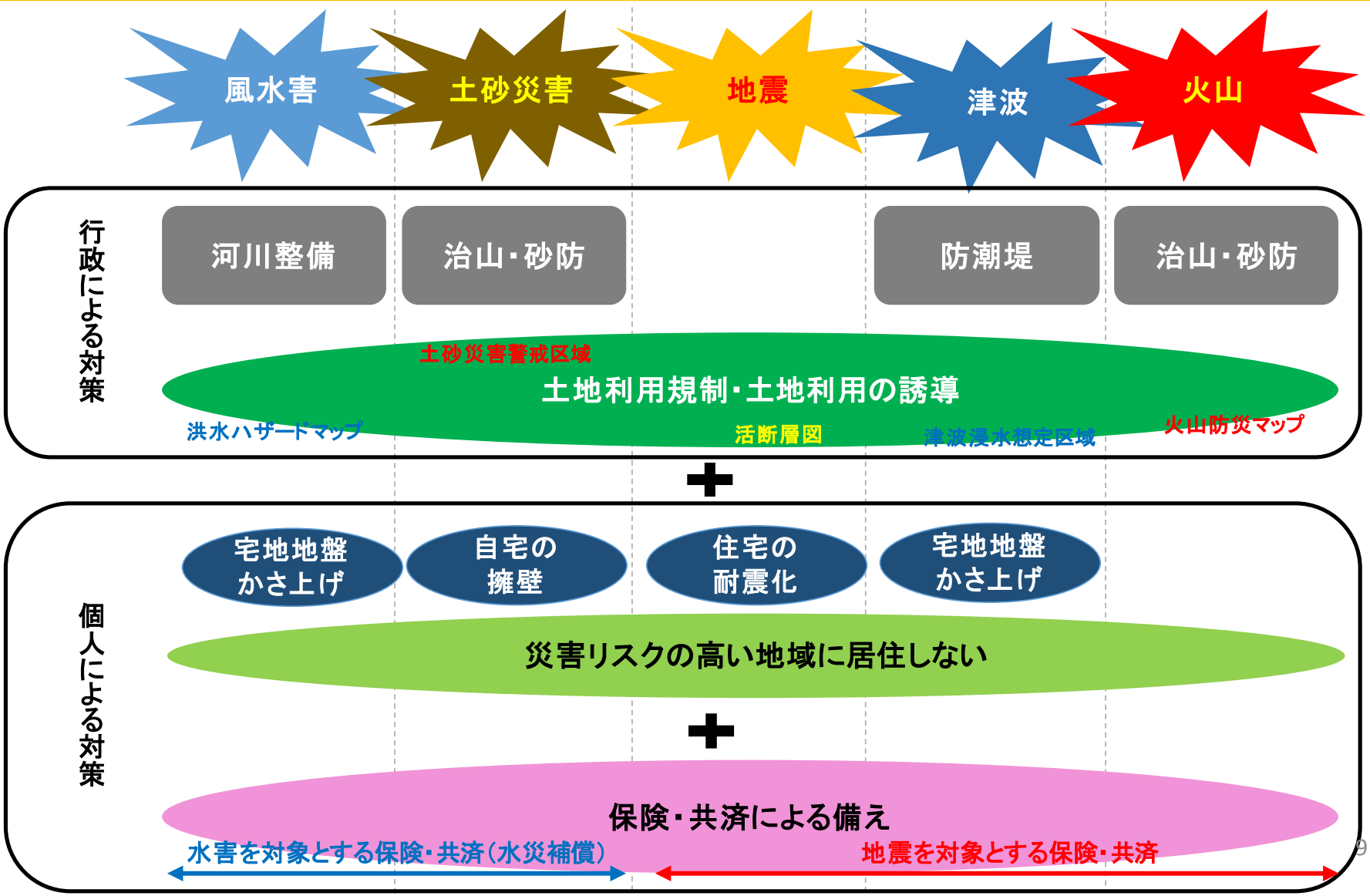

任意加入方式と強制加入方式のメリット・デメリット

■強制加入方式には、細分化すると、財産保険等に強制付帯する方法と、全ての世帯に加入を求める強制加入方式がある。
■いずれの場合も料率が一律化される傾向にあるが、そのためリスクを低く認識している者に不満が残る、リスクと料率が連動しないためリスク軽減のインセンティブが働きにくい、とのデメリットがある。

	任意加入（付帯）方式	強制付帯方式 （財産保険等に強制付帯）	強制加入方式
加入率	リスクを認識している者が積極的に加入し逆選択が発生する可能性がある一方、リスクの認識が不足している者の購入可能性が低下する。 全体としては強制加入方式に比べ加入率は低い。	リスクの認識にかかわらず加入することとなるため、逆選択が発生しにくいが、加入率は元の財産保険等の加入率に限定される。 財産保険等自体の加入率低下を招く可能性がある。	リスクの認識にかかわらず加入することとなるため、加入率は高く、逆選択が発生しにくい。
料率	逆選択を防ぐ等の要因から料率が細分化される傾向がある。 高リスク地域では保険加入が不可能になるほどに料率が高くなる場合があり、財政的な補完措置が必要となる可能性がある。	リスクの平準化により、平均的には料率の低廉化・一律化を図りやすい。	
負担感	リスクを認識している者において、保険料負担の納得感を得やすい。	リスクを低く認識している者に不満が残る可能性がある。	
リスク軽減	リスクと保険料率が連動するため、リスク軽減のインセンティブとなりうる。	リスクと保険料率が連動しないため、リスク軽減のインセンティブが働きにくい。	
引受体制等	任意の加入であるため運営主体や販売者の労力は比較的小さい。	元となる財産保険等は任意の加入であるため運営主体や販売主体の労力は比較的小さい。	不公平感を是正するため全世帯に加入を求める必要があり、運営主体や販売者の労力は相当に大きい。※1 一方、利用者の納得が得られるよう、料率が低く抑えられる傾向があり、運営リスクがある。

はメリット、　はデメリット

※1　強制加入を実現するために課税方式を採ることも考えられるが、新たな税負担には相当の抵抗があるものと考えられる。